

令和7年度高松市定額減税調整給付金(不足額給付)

調整給付金(不足額給付)とは？

国の経済対策に基づき、令和6年度に実施した定額減税調整給付金(当初調整給付)における支給額に、不足が生じた方等に対し、給付金を支給するものです。

不足額給付の対象者

令和7年1月1日時点で、高松市に住所を有し、次の「不足額給付Ⅰ」又は「不足額給付Ⅱ」に該当する方

▶不足額給付Ⅰ

高松市の納税義務者のうち、令和6年に支給した調整給付金(当初調整給付)の算定に際し、令和5年所得等を基にした推計額(令和6年分推計所得税額)を用いて算定したこと等により、**結果として支給額に不足が生じた方**

※ただし、以下の方は対象外です。

- ①令和5年中及び令和6年中の**合計所得金額が1,805万円を超える方**
 - ②令和6年分所得税及び令和6年度個人住民税所得割ともに、定額減税前税額が0円の方
- ※修正申告等により、同時に要件を満たすことのない給付を受けている場合は、給付済の給付金の返還が必要となります。

▶不足額給付Ⅱ

令和6年度に実施した定額減税において、

本人及び扶養親族等として減税の対象外(※1)であり、かつ
低所得世帯向け給付(※2)の**対象世帯の世帯主・世帯員にも該当しなかった方**

- ※1 ・令和6年分所得税及び令和6年度個人住民税所得割ともに定額減税前額がゼロ
(=本人として定額減税対象外)
・青色申告事業専従者、事業専従者(白色)、合計所得48万円を超えているもののいずれかである方
(=扶養親族等としても定額減税対象外)
- ※2 低所得世帯向け給付金とは、以下に掲げるものをいいます。
・令和5年度住民税非課税世帯への給付金(7万円)
・令和5年度住民税均等割のみ課税世帯への給付金(10万円)
・令和6年度新たに住民税非課税世帯又は均等割のみ課税世帯となった世帯への給付金(10万円)
- 上記のほか、「地域の実情によりやむを得ないと内閣府が認める場合」に該当する場合は対象となる場合があります。

問い合わせ先

高松市給付金コールセンター
087-826-0442

受付時間 8:30～17:00(土曜日、日曜日、祝日を除く)

相談窓口

高松市役所2階エレベーターホール
南側スペース



詳細や、最新の情報は、高松市ホームページ(給付金ページ)でご確認ください。➡

給付額

▶ 不足額給付I

所得税分の控除不足額※3と住民税所得割分の控除不足額※3の**合計額**(1万円単位に切り上げ)から、令和6年度当初調整給付額を差し引いた額

※3 控除不足額が「0(ゼロ)」を下回る場合は、「0(ゼロ)」となります。

「所得割分の控除不足額」 = 所得税の定額減税可能額※4 - 令和6年分所得税額

「住民税所得割分の控除不足額」 = 住民税所得割の定額減税可能額※5 - 令和6年度住民税所得割額

※4 3万円×(本人+扶養親族数(R6,12,31時点))で算出する額 ※5 1万円×(本人+扶養親族数(R5,12,31時点))で算出する額
※扶養親族数には、同一生計配偶者(住民税分は控除対象配偶者)、16歳未満の扶養親族を含みます(ただし、国外居住者を除きます。)

▶ 不足額給付II

原則、4万円

ただし、令和6年1月1日時点で国外居住であった方は、**3万円**

※例外的に「地域の実情によりやむを得ないと内閣府が認める場合」(本人又は扶養親族等として、住民税所得割もしくは所得税のいずれかのみ減税となった方等)に該当する方は、4万円から減税額等を差し引いた額が支給されます。

手続方法

給付対象者のうち

本人名義で

マイナポータル等から登録する
公金受取口座が**登録済み**
又は
令和6年度当初調整給付金を
口座振込にて受給済

本人名義で

マイナポータル等から登録する
公金受取口座が**未登録**
かつ
令和6年度当初調整給付金を
口座振込にて受給していない

高松市から書類が届きます

※届かない場合は、コールセンターまでお問合せください。

支給のお知らせ(ハガキ)が届きます

手続は不要です

※振込先変更や給付金を辞退する場合は、**ハガキに記載の期限までに**高松市給付金コールセンターまでお申出ください。

※令和6年1月1日時点で高松市外に居住されていた場合等、書類の発送対象外となり、ご本人からの申請が必要となる場合があります。対象と思われるが、9月中旬頃までに書類が届かない場合は、お早めにコールセンターまでお問合せください。

※氏名変更があった場合など、振込先口座を確認する必要がある場合は、支給のお知らせ(ハガキ)ではなく、支給要件確認書(封筒)が届きます。

支給要件確認書(封筒)が届きます

オンライン又は郵送で申請してください

申請期限:**令和7年10月31日(金)**
(当日消印有効)

給付金を装った不審な訪問や電話などにご注意ください!

高松市から皆さまに、以下のお願いなどは、絶対に行いません。

- ・銀行、コンビニエンスストアなどのATM(現金自動預払機)操作をお願いすること。
- ・キャッシュカードの暗証番号を照会すること。
- ・ATMを自分で操作して、市から給付金を振り込んでもらうこと。
- ・給付のための手数料などの振り込みを求めること。

おかしいな、と思ったら一人で悩まず高松市消費生活センター(TEL:087-839-2066)や最寄りの警察署にご相談ください。